

## 平成25年度人事行政の運営等の状況

琴浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年琴浦町条例第 23 号）の規定に基づき、琴浦町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成 25 年 1 月 29 日

琴浦町長 山 下 一 郎

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

【各年 4 月 1 日現在／単位：人】

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成24年度	平成25年度		
一般行政部門	議会	3	3		
	総務	34	31	△3	総務業務欠員不補充△2 企画開発業務欠員不補充△1
	税務	16	16		
	民生	80	83	3	福祉業務の充実1 保育所2
	衛生	11	11		
	労働	—	—		
	農林水産	16	15	△1	農業一般業務の欠員不補充△1
	商工	6	7	1	商工一般業務の充実1
	土木	8	8		
	小計	174	174		
特別行政部門	教育	24	24		
	消防	—	—		
	小計	24	24		
企業等会計部門	水道	3	4	1	水道業充実1
	交通	—	—		
	下水道	7	6	△1	欠員不補充△1
	その他	10	10		
	小計	20	20		
合計		218	218		

\*職員数は一般職に属する職員数です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

【単位：人】

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	12	21	20	19	30	22	14	9	25	46	0	218

(3) 採用の状況

平成 25 年度採用者 10 人

(4) 退職の状況

平成 24 年度退職者 11 人

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成25年3月31日現在)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
平成24年度	18,754人	10,427,487千円	117,516千円	1,604,989千円	15.4%

\*人件費には、特別職に支給される給料、報酬等も含む。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人あたり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成25年度	199人	694,511千円	62,843千円	243,055千円	1,000,409千円	5,027千円

\*職員手当には退職手当を含まない。

\*給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区分	一般行政職			現業職 (国の技能労働職)		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
琴浦町	301,361円	323,102円	42.0歳	309,250円	317,429円	52.4歳
国	329,917円	401,787円	42.8歳	285,030円	323,181円	49.7歳

(4) 職員の初任給の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区分		琴浦町		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給料月額	決定初任給	採用2年経過日 給料月額
一般行政職	大学卒	161,600円	177,300円	172,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	227,700 円	273,400 円	309,300 円
	高校卒	195,500 円	234,600 円	281,000 円
技能労務職	大学卒	—	—	—
	高校卒	187,300 円	217,700 円	256,500 円

\*経験年数とは、採用後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいう。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	係長・主任	課長補佐	課長	課長	
職員数	18 人	9 人	48 人	27 人	13 人	5 人	120 人
構成比	15.0%	7.5%	40.0%	22.5%	10.8%	4.2%	100.0%

\*標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

(7) 職員手当の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分		琴浦町			国															
期末手当 勤勉手当	平成 25 年度支給 割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.225 月分</td> <td>0.675 月分</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.375 月分</td> <td>0.675 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60 月分</td> <td>1.35 月分</td> </tr> </tbody> </table>				期末手当	勤勉手当	6 月期	1.225 月分	0.675 月分	12 月期	1.375 月分	0.675 月分	計	2.60 月分	1.35 月分	左に同じ			
		期末手当	勤勉手当																	
6 月期	1.225 月分	0.675 月分																		
12 月期	1.375 月分	0.675 月分																		
計	2.60 月分	1.35 月分																		
職制上の段階、職務の級等による加算措置等	有																			
退職手当	支給率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己都合</th> <th>定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td>23.03 月分</td> <td>28.7875 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>32.83 月分</td> <td>38.955 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td>46.55 月分</td> <td>55.86 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>55.86 月分</td> <td>55.86 月分</td> </tr> </tbody> </table>				自己都合	定年	勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分	勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	左に同じ
		自己都合	定年																	
勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分																		
勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分																		
勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分																		
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分																		
その他の加算	定年前早期退職特例加算 (2~20%)																			
一人あたり 平均支給額		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己都合</th> <th>定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>16,242 千円</td> <td>25,161 千円</td> </tr> </tbody> </table>				自己都合	定年	平成 24 年度	16,242 千円	25,161 千円	—									
			自己都合	定年																
平成 24 年度	16,242 千円	25,161 千円																		
平成 24 年度	16,242 千円	25,161 千円																		
扶養手当	ア. 配偶者	13,000 円			左に同じ															
	イ. 配偶者以外の扶養親族のうち 2 人まで	6,500 円																		

	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
	ウ. 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子	5,000円加算
住居手当	ア. 月12,000円を超える家賃を支払っている借家の居住者	最高27,000円
通勤手当	ア. 交通機関などの利用者 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額	最高55,000円
	イ. 自動車などの利用者(通勤距離2km以上)	2,000円 ～24,500円

(8) 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区分		給料月額							
給料	町長	802,000円							
	副町長	642,000円							
報酬	議長	321,000円							
	副議長	233,000円							
	議員	217,000円							
期末手当	町長	<table border="1"> <tr> <td>6月期</td> <td>1.40月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.55月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.95月分</td> </tr> </table>		6月期	1.40月分	12月期	1.55月分	計	2.95月分
6月期	1.40月分								
12月期	1.55月分								
計	2.95月分								
※平成22年11月24日条例改正により、実際の支給額は()の割合による。	副町長								
	議長								
	副議長								
	議員								

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成25年4月1日現在の勤務時間は原則として次のとおりです。

勤務時間	8:30～17:15
休憩時間	12:00～13:00

\*公務の運営上の理由により、特別な形態によって勤務する必要がある職員(保育園、幼稚園、図書館等)は、上記以外の勤務時間の割り振りによります。

(2) 休暇、休業制度の実施

職員の休暇、休業制度については、町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇(休業)期間等 (1年あたり)	平成24年度の取得状況
年次休暇	20日	平均取得日数 8.9日
夏季休暇	3日以内	平均取得日数 3日
病気休暇	90日以内	取得者 15人 (5日以上連続して取得した者 14人)

介護休暇	6月以内	取得者 0人
育児休業	子が3歳に達する日までの期間	取得者 9人 (平成25年中の新たな取得者 5人)

#### 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況

平成24年度の分限処分の状況は、つぎのとおりです。

降任	免職	休職	降格	合計
0人	0人	1人	0人	1人

\*分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職質を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

##### (2) 懲戒処分の状況

平成24年度の懲戒処分の状況は、つぎのとおりです。

戒告	減給	停職	免職	合計
2人	0人	0人	0人	2人

\*懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

#### 5. 職員のサービスの状況

##### (1) 職務専念義務免除の状況

平成24年度の職務専念義務免除の状況は、つぎのとおりです。

免除の事由	平成24年度の承認件数
研修を受ける場合	0件
定期健康診断等、厚生に関する計画の実施に参加する場合	5件
任命権者が特に認める場合（職員永年勤続表彰式出席等）	5件
合計	10件

\*町職員は、法律または条令に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務があります（地方公務員法第35条）が、合理的な理由がある場合には、限定的にその免除が認められています。

## 6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 平成24年度健康管理事業

主な項目	対象者等	実施状況
・ 日帰り人間ドック	35歳以上の職員	127人
・ 定期健康診断	人間ドック対象者以外の職員	94人
・ ヘルスアップセミナー	希望者	3人
・ メンタルヘルス対策事業所 属所支援	(職業性ストレス簡易調査を全職員実施)	全職員
・ 管理監督者のためのメンタルヘルス研修会	希望者	18人
・ 職員のためのメンタルヘルス研修会	希望者	18人
・ 職場内メンタルヘルス研修会	希望者	57人

### (2) 平成24年度福利厚生事業に係る決算額

4,578千円 (内職員厚生会負担金 0千円)

### (3) 平成25年度福利厚生事業

- ・ スポーツ大会参加助成 (8種目)
- ・ 職員研修参加助成 (8コース)
- ・ その他

### (4) 平成25年度共済制度の状況

社会保険制度の一環として、鳥取県市町村職員共済組合に加入  
当該共済組合により短期給付(医療保険)、長期給付(年金)のほか、福祉事業が行われています。